

KEIKYU OPEN TOP BUS 横浜 ご利用のご案内（ご旅行条件書）

※お申込み前に必ずお読みください。

（本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法12条の5に定める契約書面の一部になります。）

この旅行は、京浜急行電鉄株式会社（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、リーフレットまたはホームページ、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（クーポン券）および当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1. お申込み方法と旅行契約の成立

- 当社または受託営業所（以下「当社」という）へのご来店にてお申込みの場合は、所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
- 当社は電話、インターネットおよびその他通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は当社が予約を承諾した日から定める期日までに申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は当社が締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。また、電話、インターネットおよびその他通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。

2. 旅行代金について

参加されるお客様は旅行開始日当日を基準に、中学生以上の方は大人旅行代金、満4歳以上小学生までの方は小児旅行代金が適用となります。

3. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

旅行代金には、KEIKYU OPEN TOP BUS 横浜のバス代、有料道路代、バスガイド代および消費税等諸税が含まれています。これらの諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくとも払戻しはいたしません。また、飲物代等個人的性質の諸費用等は含まれていません。

4. 旅行内容について

- 当社は、天災地変、気象条件、暴動、官公署の命令その他当社の管理できない事由が生じた場合、旅行内容を変更する場合があります。ただし、緊急の場合においてやむをえないときは、変更後に理由を説明いたします。
- KEIKYU OPEN TOP BUS 横浜の定員は42名となります。各便とも先着順で自由席となります。定員を超えてのご利用はできません。

5. お客様による旅行契約の解除

- お客様は次に定める取消料をお支払い頂くことにより、旅行契約を解除することができます。

旅行開始日前日計算		前日	当日	
10日前～8日前	7日前～2日前		旅行開始前	旅行開始後
20%	30%	40%	50%	100%

- 旅行契約の成立後は、いかなる事情の場合でも出発日・便の変更はできません。旅行契約を解除していただき、再度お申込みいただけます。その場合は、所定の取消料を申し受けます。
- お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - 契約内容の重要な変更が行われたとき
 - 天災事変、気象条件、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、不可能となる恐れがきわめて大きいとき
 - 当社の責に帰すべき事由により旅行実施が不可能となったとき

6. 当社による催行中止および旅行契約の解除

- 次の各一に該当する場合は、当社は募集型企画旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき
 - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき
 - 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、不可能となる恐れが極めて大きいとき
- 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金を払戻しいたします。

7. 添乗員等

- 添乗員は同行いたしません。バスガイドが同乗し、コースのご案内をいたします。
- 通訳案内士は同行しません。

■旅行契約約款（募集型企画旅行契約の部）について

この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

8. 当社の責任および免責事項

- 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- 手荷物の損害については、損害の発生の日から14日以内に当社に通知があった場合に限り、15万円を限度として賠償いたします。（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）
- お客様が次に例示する事由により損害を被られたときは責任を負いません。
 - 天災地変、気象条件、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは中止
 - 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは中止
 - 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞り時間の短縮

9. お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。

10. 特別補償

当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中その生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金および見舞金を支払います。

11. 旅程補償

- 旅行日程に次のような重要な変更が行われた場合、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金をお支払いいたします。ただし、一旅行契約につき旅行代金の15%を上限とし、また、補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。【()内は旅行開始後の率です。】
 - 旅行開始日または旅行終了日の変更1.5% (3%)
 - 入場する観光地または観光施設、レストランその他の旅行目的地の変更1% (2%)
 - 運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更1% (2%)
 - 運送機関の種類または会社名の変更1% (2%)
 - 前各号に掲げる変更のうちツアー・タイトル中に記載があった事項の変更2.5% (5%)
- 次に掲げる変更の場合は、変更補償金はお支払いいたしません。
 - 天災地変
 - 戦乱
 - 暴動
 - 官公署の命令
 - 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置

12. 通信契約

当社は、当社が提携するクレジットカード会社のカード会員（以下「会員」という）より、「会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受ける」ことを条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。（受託旅行業者により当該取扱いが出来ない場合があります。また、取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。）

13. その他

- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 安全確保のため、4歳未満のお子様は、ご利用できません。
- 旅行者の交替はお受けできません。

14. お客様の個人情報の利用目的および個人データの第三者提供について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡に利用させていただくほか、当社は、お申込みいただいた旅行において、運輸機関などの提供するサービスの手配およびそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内、または当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それらの運送・保険会社などにお客様の氏名・住所・電話番号をあらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。

【旅行企画・実施】 東京都知事登録旅行業第2-1842号
京浜急行電鉄株式会社 東京都港区高輪 2-20-20

【受託販売】 東京都知事登録旅行業第2-6567号
京浜急行バス株式会社 東京都港区高輪 2-20-20

【運送会社】 京浜急行バス株式会社

出発日： 年 月 日
コース名： パノラマコース・きらめきコース
出発時刻： 時 分

KEIKYU
京 急 電 鉄